

[事案 2020-158] 契約上の地位の不存在確認請求

・令和3年1月6日 裁定終了

<事案の概要>

申込手続をしていないこと等を理由として、契約者としての法的地位がないことの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成10年9月に契約したことになっている個人年金保険について、以下の理由により、契約者としての法的地位がないことを認めてほしい。

(1)本契約の説明を受けておらず、申込手続、健康告知および保険料支払のいずれにも関わっていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)募集人は、申立人父の自宅において、申立人に契約内容を直接説明し、申立人は手続書類に自署した。

(2)申込書に記入された文字は、筆跡鑑定でも申立人の筆跡であると判断されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人について契約者としての法的地位がないことを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。